

固定資産税減額制度のお知らせ

資産税課家屋担当 ☎224-5684

認定長期優良住宅

次の要件を満たした住宅を新築した場合、当該住宅の固定資産税(120㎡を限度)を2分の1減額します。減額期間は、3階建て以上の耐火・準耐火住宅は新築後7年間、その他の住宅は新築後5年間です。

要件…「長期優良住宅の普及促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅(工事着工前に認定を受けている)▶平成21年6月4日から同24年3月31日までの間に新築された住宅▶住宅部分の床面積が50㎡以上(一戸建以外の賃貸住宅の場合は40㎡以上)280㎡以下▶住宅部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上

必要書類…認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書▶認定通知書の写し

申請期間…新築した年の翌年1月31日までに申請

家屋改修

次の①～③の家屋改修を行い、要件を満たした場合、家屋に係る固定資産税を減額します。一戸につき、同一の減額措置の適用は一回です。工事完了後、原則3か月以内に申請してください。①②は同時に受けることが可能です。

①バリアフリー改修

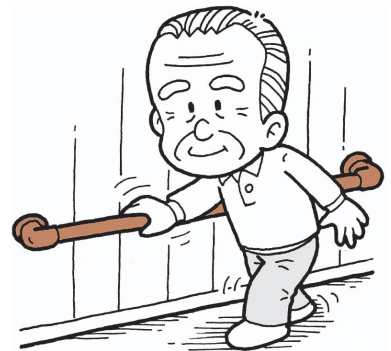
家屋に係る翌年度の固定資産税(100㎡を限度)を3分の1減額。

対象となる工事

廊下の拡幅、階段のこう配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化。

要件…次のいずれかの方が居住している①65歳以上②介護保険で要介護等認定を受けている③障害者▶平成19年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅は除く)で、同19年4月1日から同25年3月31日までに完了の工事▶対象部分の工事費の自己負担額が30万円以上

必要書類…改修工事に係る明細書(工事内容、費用の確認ができるもの)▶領収書の写し▶工事箇所の写真▶補助金等を受けている場合には、交付決定通知等の補助額が分かる書類▶要介護等の認定を受けている方は、介護保険被保険者証の写し▶障害者の方は、身体障害者手帳、療養手帳の写し



②熱損失防止(省エネ)改修

家屋に係る翌年度の固定資産税(120㎡を限度)を3分の1減額。

対象となる工事

窓(必須)および、床・天井・壁の断熱。

要件…平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅は除く)で、同20年4月1日から同25年3月31日までに完了の工事▶対象部分の工事費が30万円以上

必要書類…改修工事に係る明細書(工事内容、費用の確認ができるもの)▶領収書の写し▶建築士・指定検査機関等の発行した証明書

③耐震改修

家屋に係る翌年度の固定資産税(120㎡を限度)を、平成18年から同21年までに完了したものは3年間・2分の1減額、同22年から同24年までに完了したものは2年間・2分の1減額、同25年から同27年までに完了したものは1年間・2分の1減額。

対象となる工事

現行の耐震基準に適合する改修工事。

要件…昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成18年から同25年までに上記工事が完了▶対象部分の工事費が30万円以上

必要書類…改修工事に係る明細書(工事内容、費用の確認ができるもの)▶領収書の写し▶建築士・指定検査機関等の発行した証明書。または登録住宅性能評価機関が発行した住宅性能評価書の写し



増築工事でも確認申請を

建築指導課 224・5974

建築物の新築・増築などの工事を行う場合は、建築確認が必要です。敷地内に別棟などを建築する際も建築確認が必要です。なお、確認を受けた建築工事の施工者は、法令に基づき確認があった旨の表示をしなければなりません。

防火・準防火地域以外の区域で十平方メートル以内の増築工事など、建築確認が不要な場合もあります。

家屋取り壊しの際は届け出を

資産税課家屋担当 224・5684

建て替えや老朽化などで家屋を取り壊したときは、年内に届け出をしてください。

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に所有する建物にかかります。今年1月2日以降に家屋を取り壊した場合、年内に届け出てください。来年度から固定資産税がかからなくなります。

通知書などを発送しました

| | | | |
|------------|----------------------------------|-------|-------------------------|
| 名称 | 対象 | 発送日 | 問い合わせ |
| 市・県民税納税通知書 | 平成22年1月1日現在、川越市に居住し、前年に一定の所得がある方 | 6月10日 | 市民税課個人住民税担当 224・5640 |

市税などの納期のお知らせ

| | | |
|------------|-------|--------------------|
| 名称 | 納期限 | 問い合わせ |
| 市・県民税(第1期) | 6月30日 | 収税課収税管理担当 224・5686 |

登記済みの家屋を取り壊した場合、さいたま地方務局川越支局 2243・3824 に滅失登記の申請をしてください。

*住宅を取り壊して店舗や駐車場などにする場合は、土地の固定資産税が増額になることがあります。

市・県民税の特別徴収

市民税課個人住民税担当 224・5640

65歳未満の方で、公的年金に係る所得を有する給与所得者について、公的年金に係る市・県民税を、給与所得に係る市・県民税と合算して、

給与から特別徴収(天引き)できるようになりました。

広島平和記念式典参加者募集

総務課 224・5550

被爆地・広島市で行われる平和記念式典への参加者を募集します。

これは、式典への参加や、平和資料館・原爆ドームなどを見学し、平和の尊さを学び、平和への思いを新たにすることを目的としています。

行程(一泊二日)は、すべて団体行動です。途中からの参加・別行動はできません。なお、過去に参加した方の応募はご遠慮ください。

日程：8月5日(木)～6日(金)
定員：十五人(抽選)

応募資格：次の要件を満たす方①市内在住で中学生以上②健康で団体行動ができる③7月26日(月)の事前

研修に参加できる

参加条件：参加後に感想文(八百字程度)を提出

参加費：五千円

応募方法：ハガキ(一人一枚)に住所・氏名(ふりがな)・生年月日・年齢・職業・電話番号を明記し、6月23日(水)までに〒350・8601川越市役所総務課「広島平和記念式典」係

こども医療費受給資格証発送

医療助成課 224・5842

7月1日からこども医療費の通院について、対象を小学3年生までに拡大することに伴い、新しい受給資格証を6月下旬に発送します。

現在の受給資格証は7月以降、医療助成課(本庁舎二階)・出張所・連絡所に返却してください。

小江戸川越花火大会のお知らせ

観光課 224・5940

小江戸川越花火大会は、経済状況などの理由により、今年度の実施を見送ります。今後は、二年に一度開催する予定です。

国民年金保険料免除申請の受け付けが始まります

～承認期間は7月から来年6月まで～

市民課国民年金担当 ☎224-5764

今年度分の国民年金保険料免除申請(全額免除・一部免除・若年者納付猶予)の受け付けが、7月1日(木)から始まります。保険料の免除・納付猶予を希望する方は、印鑑と年金手帳を持参し、市民課国民年金担当(本庁舎1階)・出張所・連絡所で申請してください。後日、年金事務所から審査結果通知が送付されます。

*一部免除は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

*20歳以上の学生は、国民年金保険料免除申請よりも国民年金保険料学生納付特例申請が優先されます。

免除の対象

- ・前年の所得が一定以下(下表)の方
- ・平成21年3月31日以降の失業や同年4月1日以降の天災などにより、保険料を納めることが著しく困難な方(申請者・配偶者・世帯主が同年3月31日以降に失業している場合は、離職票など退職の事実が分かる公的機関の書類を持参してください)
- *前年の所得によって審査を行うため、所得の有無にかかわらず、必ず申告をしてください。なお、平成22年1月1日以降に川越市に転入した方は、同22年度課税証明書または同21年分源泉徴収票が必要です。

翌年度以降の継続申請をした方へ

次の①②に該当する方は、今年度分の申請は必要ありません。継続審査の結果通知が年金事務所から送付されます。なお、若年者納付猶予については、30歳に達する月の前月分までが対象となります。

- ①昨年度分において、継続審査による全額免除または若年者納付猶予が引き続き承認された方
- ②昨年の申請時に翌年度以降の継続審査を希望し、昨年度分で全額免除または若年者納付猶予が承認された方

●免除対象となる平成21年の所得(収入)の目安

| 世帯構成例 | 全額免除 | 一部免除 | | |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 4分の3免除 | 半額免除 | 4分の1免除 |
| 4人世帯(夫婦・16歳未満の子2人) | 162万円(257万円) | 230万円(354万円) | 282万円(420万円) | 335万円(486万円) |
| 2人世帯(夫婦のみ) | 92万円(157万円) | 142万円(229万円) | 195万円(304万円) | 247万円(376万円) |
| 単身世帯 | 57万円(122万円) | 93万円(158万円) | 141万円(227万円) | 189万円(296万円) |

*上表の世帯構成・所得(収入)は、あくまでも目安です。

*若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は単身世帯の半額免除と同基準です。

追納について

免除などの承認期間は、10年以内であれば後から納めることができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納める場合には、加算額が上乘せされます。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●診療時間が変わります 市立診療所 ☎224-2648

6月から、金曜日の内科・小児科の診療時間が、午前中のみとなりました。

●地域密着型サービス事業者公募説明会 介護保険課計画担当 ☎224-6404

7月5日(月)、午後2時～。3A会議室(本庁舎3階)。先着20人。出席は1事業者1人(要事前連絡)。

●幼稚園就園奨励費補助金 教育財務課 ☎224-6083

市では、幼稚園の保育料などの一部を補助しています。申請書は、幼稚園を通じて配布します。対象は、平成16年4月2日から同19年4月1日までに生まれた子の保護者と、満3歳になった子を途中入園させた保護者です。補助金額は、市民税所得割課税額などによって異なります。